

協議第 2 1 号

## 産業経済関係事業について

産業経済関係事業について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会  
会 長 中 村 功 一

記

産業経済関係事業については、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 4	協定項目名	産業経済関係事業																
調整方針	農林水産および商工・観光・労政施策については、東近江市の制度及び方針に統一する。 ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとする。																		
1 市 2 町 の 現 況																			
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																
1. 農林水産																			
農業																			
農業基本計画	<p>農業関係事業については、各種計画を東近江市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。</p> <p>農業基本計画については、東近江市において新たな地域農業マスタープランを策定する。</p>	<p>地域農業マスタープラン</p> <p>策定年月 平成12年4月 目標年次 平成16年度</p>	<p>地域農業マスタープラン</p> <p>策定年月 平成12年10月 目標年次 平成16年度</p>																
農業振興地域整備計画	<p>農業振興地域整備計画については、東近江市においてすみやかに策定する。 ただし、計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐ。</p>	<p>農業振興地域整備計画</p> <table border="1"> <tr> <td>農業振興地域指定</td> <td>昭和46年</td> </tr> <tr> <td>農用地区域決定</td> <td>昭和47年</td> </tr> <tr> <td>前回特別管理</td> <td>平成11年</td> </tr> <tr> <td>一般管理(個人除外)</td> <td>適時</td> </tr> </table>	農業振興地域指定	昭和46年	農用地区域決定	昭和47年	前回特別管理	平成11年	一般管理(個人除外)	適時	<p>農業振興地域整備計画</p> <table border="1"> <tr> <td>農業振興地域指定</td> <td>昭和45年</td> </tr> <tr> <td>農用地区域決定</td> <td>昭和46年</td> </tr> <tr> <td>前回特別管理</td> <td>平成10年</td> </tr> <tr> <td>一般管理(個人除外)</td> <td>適時</td> </tr> </table>	農業振興地域指定	昭和45年	農用地区域決定	昭和46年	前回特別管理	平成10年	一般管理(個人除外)	適時
農業振興地域指定	昭和46年																		
農用地区域決定	昭和47年																		
前回特別管理	平成11年																		
一般管理(個人除外)	適時																		
農業振興地域指定	昭和45年																		
農用地区域決定	昭和46年																		
前回特別管理	平成10年																		
一般管理(個人除外)	適時																		
米政策及び生産調整	<p>地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり引き継ぐ。</p>	<p>地域水田農業ビジョン (平成16年度策定)</p>	<p>地域水田農業ビジョン (平成16年度策定)</p>																
認定農業者	<p>認定農業者育成事業については、東近江市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、認定農業者を認定する。また、旧市町において認定している認定農業者については引き継ぐ。</p> <p>認定農業者数 81名</p>	<p>認定農業者育成事業</p> <p>認定農業者数 65名</p>	<p>認定農業者育成事業</p> <p>認定農業者数 8名</p>																

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 4	協定項目名	産業経済関係事業																																												
1 市 2 町の 現 況																																															
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	【調整内容】 農村振興総合整備事業については、蒲生町は事業採択を受け事業を実施しており、新市においても引き続き実施する。能登川町は未整備のため同町域の基本計画・実施計画を策定し、逐次事業を実施する。																																											
<b>農村整備</b>																																															
農村振興総合整備事業 (農村総合整備モデル事業)	<p>農村整備関係事業については、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>国・県補助事業の位置づけで、農村総合整備モデル事業は終了し、新たに農村振興総合整備事業となる。 東近江市においても当該事業を実施する。東近江市と地元の負担割合は、2分の1ずつとする。</p>	<p>農村総合整備モデル事業 平成12年度終了 農村振興総合整備事業 該当なし</p>	<p>農村総合整備モデル事業 平成10年度終了 農村振興総合整備事業 基本計画 平成12年度策定 事業採択 平成13年度 完了予定 平成19年度 採択地区名 蒲生・竜王地区</p>																																												
<b>林業</b>																																															
森林整備計画	<p>林業関係事業については、森林整備計画を東近江市において策定し、保育事業・病虫害等防除事業・林道事業・治山事業等の林業諸施策を実施する。</p> <p>旧市町の計画を基本に東近江市において森林整備計画を策定する。 森林面積 20,720ha</p>	<p>森林整備計画 計画期間 H15.4.1 ~ H25.3.31 森林面積 242ha</p>	<p>森林整備計画 計画期間 H15.4.1 ~ H25.3.31 森林面積 937ha</p>																																												
保育事業等	<p>保育事業、森林病虫害等防除事業、林道事業、治山事業は、東近江市において引き続き実施する。なお、各事業の地元負担金は東近江市において調整する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実績(H15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>【保育事業】</b></td> </tr> <tr> <td>公的森林整備推進事業</td> <td>16,361</td> </tr> <tr> <td>流域公益保全林整備事業</td> <td>84,511</td> </tr> <tr> <td>フォレストコミュニティ総合整備事業</td> <td>34,412</td> </tr> <tr> <td>絆の森整備事業</td> <td>9,863</td> </tr> <tr> <td>保全松林緊急保護整備事業</td> <td>2,579</td> </tr> <tr> <td>単県保育間伐実施事業</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>単県間伐材有効活用事業</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>単県小規模間伐作業道</td> <td>1,515</td> </tr> <tr> <td>単県枝打ち</td> <td>485</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>【森林病虫害等防除事業】</b></td> </tr> <tr> <td>松くい虫奨励防除事業</td> <td>657</td> </tr> <tr> <td>松林健全化促進事業</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>【林道事業】</b></td> </tr> <tr> <td>フォレストコミュニティ総合整備事業</td> <td>85,054</td> </tr> <tr> <td>県単独林道</td> <td>12,154</td> </tr> <tr> <td>市町単独林道</td> <td>2,531</td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td>38,960</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>【治山事業】</b></td> </tr> <tr> <td>県単独治山</td> <td>4,073</td> </tr> <tr> <td>市町単独治山</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	実績(H15)	<b>【保育事業】</b>		公的森林整備推進事業	16,361	流域公益保全林整備事業	84,511	フォレストコミュニティ総合整備事業	34,412	絆の森整備事業	9,863	保全松林緊急保護整備事業	2,579	単県保育間伐実施事業	59	単県間伐材有効活用事業	680	単県小規模間伐作業道	1,515	単県枝打ち	485	<b>【森林病虫害等防除事業】</b>		松くい虫奨励防除事業	657	松林健全化促進事業	87	<b>【林道事業】</b>		フォレストコミュニティ総合整備事業	85,054	県単独林道	12,154	市町単独林道	2,531	災害復旧事業	38,960	<b>【治山事業】</b>		県単独治山	4,073	市町単独治山	78	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
事業名	実績(H15)																																														
<b>【保育事業】</b>																																															
公的森林整備推進事業	16,361																																														
流域公益保全林整備事業	84,511																																														
フォレストコミュニティ総合整備事業	34,412																																														
絆の森整備事業	9,863																																														
保全松林緊急保護整備事業	2,579																																														
単県保育間伐実施事業	59																																														
単県間伐材有効活用事業	680																																														
単県小規模間伐作業道	1,515																																														
単県枝打ち	485																																														
<b>【森林病虫害等防除事業】</b>																																															
松くい虫奨励防除事業	657																																														
松林健全化促進事業	87																																														
<b>【林道事業】</b>																																															
フォレストコミュニティ総合整備事業	85,054																																														
県単独林道	12,154																																														
市町単独林道	2,531																																														
災害復旧事業	38,960																																														
<b>【治山事業】</b>																																															
県単独治山	4,073																																														
市町単独治山	78																																														

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 4	協定項目名	産業経済関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
2. 商工・観光・労政	商工・観光・労政関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、引き続き事業の推進に努めるものとする。			
商工				
中心市街地活性化計画	中心市街地活性化法に基づく基本計画については、引き継ぐ。	「能登川駅周辺商業等活性化基本計画」 (平成11年3月策定)	該当なし	
小規模起業者小口簡易資金貸付制度	小規模企業者小口簡易資金貸付制度については、現行のとおり引き継ぐ。  対象者 工業、鉱業、運送業、商業、サービス業、その他の事業を営む会社又は個人で、常時従業員数が20人(商業、サービス業にあつては、5人)以下のもの。  貸付限度額 750万円 貸付期間 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内	小規模起業者小口簡易資金貸付制度 対象者・貸付限度額・貸付期間ともに東近江市の制度に同じ	小規模起業者小口簡易資金貸付制度 対象者・貸付限度額・貸付期間ともに東近江市の制度に同じ	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 4	協定項目名	産業経済関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
<b>観光</b>				
観光イベント	<p>行政が主体的に実施している観光イベントについては、現行のとおり引き継ぐ。 観光協会を通じて実施している観光イベントについては、観光協会と協議し東近江市において調整する。</p> <p><b>(観光事業)</b>                      ・八日市大凧まつり 5月第4日曜日                      開催地 愛知川河川敷(八千代橋下流)                      ・ぶらりまちかど美術館・博物館 9月23日                      開催地 金堂・川並ほか町内各所                      ・花フェスタ 5月第4日曜日                      開催地 あいとうマーガレットステーション                      ・ART FAIR むらまつり 5月第4日曜日                      開催地 ことうへムスロイド村</p> <p><b>(観光協会事業)</b>                      ・蒲生野万葉まつり 9月中旬                      開催地 万葉の森船岡山                      ・大空と遊ぼうヨ！フェスタ10月中旬                      開催地 布施公園                      ・新春凧揚げ大会 成人の日                      開催地 聖徳中学校グラウンド                      ・桜まつり 3月下旬～4月上旬                      開催地 延命公園                      ・湖東三山・永源寺周遊キャンペーン                      10月下旬～12月上旬                      開催地 本山永源寺周辺ほか                      ・商家に伝わる雛人形めぐり 2月～3月                      開催地 近江商人屋敷ほか4会場                      ・人間ひなまつり 2月第2土、日曜日                      開催地 近江商人屋敷(外村繁家)</p>	<p>(観光事業) 該当なし</p> <p>(観光協会事業) 該当なし</p>	<p>(観光事業) 該当なし</p> <p>(観光協会事業) 該当なし</p>	
<b>労政</b>				
勤労者資金融資制度	<p>勤労者資金融資制度については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から旧八日市市の例を基本に実施する。</p> <p>・住宅資金、教育資金、福祉資金、離職者福祉特別資金</p>	該当なし	該当なし	